

受益者（負担金を納めていただく人）となる方は

公共下水道事業の区域内にある土地所有者が、受益者となります。

なお、地上権、質権、使用貸借、賃貸借などの権利が長期間設定されている土地の場合は、土地所有者と権利者のどちらが受益者となるのか、お互いに相談の上、決定していただきます。

